

懲戒規程

(趣 旨)

- 第 1 条 この規定は、青森県立学校学則に基づき、懲戒に関して必要な事項を定めるものとする。

(懲戒処分の決定及び申渡し)

- 第 2 条 懲戒処分は、原則として職員会議を経て校長が決定する。
2 懲戒処分の申渡しは、保護者同席の上、校長が行う。

(反省録の提出)

- 第 3 条 退学を除く懲戒を受けた者は、懲戒期間中、毎日反省録を記し、校長に提出しなければならない。

(懲戒の種類)

- 第 4 条 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

(訓 告)

- 第 5 条 訓告は、内容が比較的軽微で反省の度合いが顕著と認められる場合とする。

(停学の種類と期間)

- 第 6 条 停学は有期停学と無期停学とに分ける。停学の期間は3日以上とする。
2 停学は期間中特別指導を受け、原則として保護者の監督のもとに謹慎しなければならない。
3 家庭における停学が不相当と認められるときは、出校させて謹慎させることがある。但し、授業は受けさせない。

(懲戒期間の延長)

- 第 7 条 懲戒期間中、反省の度合いが低いと認められるときは、懲戒期間を延長させることがある。

(懲戒の対象行為)

- 第 8 条 次の各号に該当する者は、懲戒の対象となる。
(1) 学校の秩序を乱し、または職員の校務を妨害した者。
(2) 他人に対し、暴行、傷害、脅迫、暴言、窃盗等の行為をした者。
(3) 男女間の風紀を乱した者。
(4) 故意に校舎校具等を破棄汚損し、または校外の公共物あるいは他人の器物等を破損した者。
(5) 飲酒または喫煙、及び学校で禁止する薬品等を飲用または吸引した者。
(6) 学割または定期券等を不正に使用した者。
(7) その他法律または学校の規定に違反した者。

(懲戒者の役職等)

- 第 9 条 生徒会等の責任ある指導的役職にありながら懲戒を受けた者は、辞任させることがある。

- 2 懲戒を受けている者は、その期間中、学校の代表として校外競技等に参加することができない。

(施行上の疑義)

第 10 条 本規定の施行に当って疑義が生じた場合、または本規定により難しい場合は、職員会議を経て校長が決定する。